

東京検審

団体側の不起訴不当

西松の二階派バー券購入

西松建設がダミー団体を
使ひ、自民党二階派政治団
体「新しい波」のパーティー
券を購入したとされる間

題で、東京第3検察審査会
は17日までに、政治資金規
正法違反容疑で告発され、
東京地検特捜部が不起訴と

した団体の元会計責任者、
泉信也参院議員らについて
「不起訴不当」と議決した。
規正法違反などの罪に問
われ、19日に初公判が開か
れる西松建設の前社長国沢
幹雄被告(70)については
「起訴相当」と議決。特捜
部は今後、議決内容を踏ま
え再捜査し、あらためて処
分を下す見通し。

京地検に送付。秘書を氏名
不詳としている。5月21日
に施行された改正検察審査
会法では「起訴相当」の議
決後に検察官が再び不起訴
としたり、3カ月たっても
刑事処分しなかったりした
場合、審査会が再審査。再
び起訴相当と議決すると、
裁判所指定の弁護士が起訴
する。国沢被告はその対象
となる可能性がある。
東京第3検審は不起訴不
当の議決理由で「捜査が尽
くされている」とは到底言え

ないとの印象が強い」と言
及。その上で「強い政治不信
がみられる政治状況を踏ま
えると、さらに踏み込んだ
捜査が期待できる」とした。
ダミー団体を使つて小沢
一郎民主党代表代行側に献
金したなどとして起訴され
た国沢被告については「バ
ランスを保つために起訴す
べきだ。すべてを公の法廷
で説明した方が国民全体が
納得する」と指摘した。
告発容疑の一部が20日に
時効を迎えるため、同検審
は異例のスピードで議決を
出した。